

和泉村歳入歳出予算45・46年度款別比較表

款別	金額			比較
	本年度	前年度	比	
1. 村税	134,665千円	128,195千円	6,470千円	
2. 自動車取得税交付金	3,600	2,400	1,200	
3. 地方交付税	38,000	10,000	28,000	
4. 分担金及び負担金	3,687	4,642	△ 955	
5. 使用料及び手数料	1,898	1,588	310	
6. 国庫支出金	29,101	29,448	△ 347	
7. 県支出金	53,564	58,860	△ 5,296	
8. 財産収入	4,970	14,240	△ 9,270	
9. 寄付金	2,750	250	2,500	
10. 繰入金	31,800	33,800	△ 2,000	
11. 繰越金	7,930	100	7,830	
12. 諸収入	20,707	734	19,973	
13. 村貸	36,100	31,600	4,500	
合計	368,772	315,857	52,915	

款別	金額			比較
	本年度	前年度	比	
1. 議会費	7,202千円	6,319千円	883千円	
2. 総務費	79,225	76,781	2,444	
3. 民生費	10,424	8,868	1,556	
4. 衛生費	5,385	5,819	△ 434	
5. 労働費	231	231	0	
6. 農林水産業費	78,852	87,013	△ 8,161	
7. 商工費	20,488	9,690	10,798	
8. 土木費	70,071	57,740	12,331	
9. 消防費	6,452	6,532	△ 80	
10. 教育費	64,283	34,103	30,180	
11. 災害復旧費	3,619	1,530	2,089	
12. 公債費	19,227	16,136	1,091	
13. 諸支出金	301	20	281	
14. 予備費	3,012	3,075	△ 63	
合計	368,772	315,857	52,915	

議案十六件を可決

老人医療費助成条例など

第六十回、和泉村議会定例会は、三月二十二日から六日間の日程で開会され、村長の新年度施政方針を始め、昭和四十六年度一般会計及び特別会計（四つの会計）予算案、昭和四十五年度一般会計補正予算案（第六次）及び特別会計補正予算案、和泉村老人医療費助成に関する条例の制定についてなど議案十六件、報告三件が提出され、いずれも原案どおり可決された。

昭和四十五年度一般会計及び特別会計予算の補正額および累計額は次のとおりである。

三月定例会



発行所 福井県大野郡和泉村
下穴馬 ☎ 912-02
中竜 ☎ 912-03

(昭和46年3月1日現在)

村の人口	3人
出生	3人
死亡	2人
転入	11人
転出	2,447人
人口増減	1,264人
男	1,183人
女	668人
世帯数	668世帯
村の面積	332.26平方km

昭和四十六年度 村長施政方針の内容

第六十回定例会において、昭和四十六年度当初予算を提案するに当たり、行なわれた村長の施政方針演説の大意は次のとおりである。

村政に対する基本方針

新年度予算案を上げするに当り、その概要を申し上げ、併せて当面する問題点を申し述べ、議員各位のご批判を仰ぐ次第であります。

和泉村の向うべき方途は、先にご審議いただきたいおきます林業の振興及び観光資源、地下資源の開発であり、これら開発の基盤をなす最も重要なものが交通網の整備であることは今更申すまでもありません。今年度予算もこの点に重点を置いて編成いたしました。が時代のうつり変わりと申しましようか、本村の前途にも楽観を許さない問題を

今月の目標

- ① くらしの中に防火の習慣を春は火災の多いシーズンです、子供の火遊びは絶対止めさせましょう。
- ② 油断は禁物、火の始末は充分気をつけましょう。

無事故の誓い

- ① 飲酒運転は絶対いたしません
- ② 無免許運転は絶対いたしません
- ③ スピード違反を絶対いたしません
- ④ 以上三つの事は絶対させません

今回の補正額 △三、三三三千元
累計 三億二千七百二十二万二千円
◎和泉村電源開発関係水没村林道付替事業特別会計 七百七万円
◎和泉村国民健康保険事業特別会計 九十二万四千円
◎和泉村診療所事業特別会計 一千九万一千円
◎和泉村の補正額 十七万五千円
今度の補正額 九十二万四千円
累計 三億二千七百二十二万二千円

累計 七百四十二万六千円
◎和泉村簡易水道事業特別会計 四百七十四万四千円
◎和泉村農業共済事業特別会計 二百七十五万四千円
任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員は次のとおり選任された。
◎固定資産評価審査委員会 委員 谷 口 市 松 (再)

はらんでまいりました。

第一の問題は人口の老令化と若い労働力の欠乏であります。労働力については、各企業体の努力による村外からの導入と、村内労働力の能率的結果を期待するものであります。

第二の問題は、数年前までは吾々の予期していなかった公害の問題であります。当面しております本村の公害は上下大納地区のカドミウム問題であります。これが対策については、県の指導を受けると共に、地元部落の方々と企業体とも充分対話を重ね、議会とも協議し、最善の方途を見出して解決したいと考えております。なお鉄道建設による隧道工事のため生じた下山岡畑部落の用水枯渇問題についても、その解決に努力する所存であります。

ご承知のとおり、鉄道工事も順調に進んで、四十七年十月営業開始もほぼ確実となりました。和泉村の名実共に生れ変わる時期はそれからであると思っております。私も理事者として、後半の仕上げに決意を新たに、ひたすら事業の完成に努力いたす所存でございます。何卒各位のご協力の程、幾重にもお願いいたしました私のご挨拶といたします。

老人福祉は、国家的な大きな問題となりつつありますが、今年度から七十才以上の方々の医療費について、自己負担分の全額を村費で支給する方途を構じ、条例制度の提案と予算措置を行なつたのであります。

さて、今回提案いたしました四十六年度予算は、一般会計三億六千八百七十七万二千円、特別会計(四)二千二百五十三万七千円で、この特別会計に対する一般会計からの繰出は、六百八十万三千円となっております。そこで一般会計の構成であります。先に申し上げました重点目標である資源開発のための基盤整備に力を傾注いたしました。その主なものについて申し上げますと、林業振興費五千五百万円、農業振興費約一千一百万円、観光費一千八百万円、このほか、道路、橋梁費に五千万円を計上し、特に舗装を急ぐ所存であります。なお、特別なものとして昨年から継続して施工しております役場庁舎に三千一百万円、小中学校教員住宅建設に二千万円計上致した次第であります。

ご承知のとおり、鉄道工事も順調に進んで、四十七年十月営業開始もほぼ確実となりました。和泉村の名実共に生れ変わる時期はそれからであると思っております。私も理事者として、後半の仕上げに決意を新たに、ひたすら事業の完成に努力いたす所存でございます。何卒各位のご協力の程、幾重にもお願いいたしました私のご挨拶といたします。

役場の窓

七十才以上の

老人医療費を村費負担

四月一日から実施

最近国においても老令者問題に対する福祉行政施策が総合的に検討され、いまや老人の福祉施策が重要な課題とされています。

平均寿命の伸びにつれ老人人口が増加し、本村の老人人口(六十五才以上)は一四八人、全人口の六、〇二%を占めています。

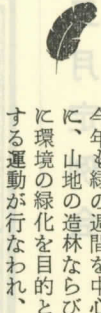
そこで本村の老人の今後の生活と健康の不安をとりのぞくため、七十才以上の老人の医療費を村費にて負担すべく「和泉村老人医療費助成に関する条例」を制定し、四月一日から実施することになった。

対象者は本村に六箇月以上引続いて居住している七十才以上の老人で、国民健康保険の被保険者、社会保険の被扶養者が対象とされます。

申請手続は該当年令に達した方は「医療費助成申請書」に、加入している保険証書を添えて役場(住民課)へ提出し、「老人医療費助成決定(証明)書」の交付を受けます。

昭和四十六年度 緑化運動

緑の週間 四月一日〜七日



今年も緑の週間を中心に、山地の造林ならびに環境の緑化を目的とする運動が行なわれ、

緑の羽根バッチ募金運動をはじめ本年は福井県緑化大会が計画されおられます。大部分が山である当村は、これを機会に多く植林して、緑あふれる美しい村にしていきたいでしょう。

助成の方法は、医療機関にかかるときは保険証に決定(証明)書を添え窓口へ提出し、自己負担分を支払い領収書を受けとり、その領収書を役場に提出し、その内容を審査し助成額が支払われます。

助成額は、対象となる方が国民健康保険や、社会保険から給付される額(附加給付を含む)を差引いた自己負担分です。

医療費の助成を請求できる期間は、診療にかかっている六箇月以内であり、それ以後は請求できません。

住所、氏名または加入保険に変更があったり、決定書を紛失したときは早く変更届や、再交付の手続きをしてください。

保険診療は

正しく受けましよう

健康で、あかるい生活を送れることは私たちの願いです。

医療保険は、被保険者である皆さんや家族の方が安心して治療をうけられるようにと願いをこめてつくられた制度で、私たちの生活のトリデともいえるべきものです。国民健康保険をはじめ社会保険においても、支出額のほとんどが医療費となつていことからみても、医療の医療保険でしめるウエイトはきわめて大きいものであります。

ところで医療保険は、医療費の大幅な増嵩で大きな赤字をかかえ四苦八苦の状態であつて、借入金等のやりくりによつてお医者さんに治療費の支払い

や、被保険者の皆さんに給付金の支払いをしているのです。

年々ふえていく赤字建直しのため、現在検討がいろいろ行なわれていますが、被保険者の皆さんも医療の正しい認識と理解をしていただき、正しい保険診療を受けることによつて、被保険者ひとりひとりの自覚と協力が、あしたのしあわせにつながることを信じていましょう。

医療保険は、だれのものでもなく、被保険者自身のものです。かといつて、私有化して勝手にどうしたいといふものではないです。

そこには社会的に制約されたルールがあることを忘れてはなりません。そこで、被保険者の皆さんもつきのことと心をこめておいていただきたいと思ひます。

1、保険でお医者さんにかかるときは被保険者証を必ず病院や診療所の窓口へだしましう。

2、はじめてお医者さんにかゝつたときの一部負担金は、必ず支払いましう。また入院で上級室(個室等)を希望した場合、歯科で貴金属(14金を除く金、白金等)や陶材を使つたり特殊な補綴(義歯)を希望する場合は、保険とは別に費用がいります。

3、治療はいつさいお医者さんにまかせ、注射や薬の注文はやめましう。

4、いぼ、肌あれ、にきび、あざ等のように仕事や日常生活にさしさわりのないものは病気のあつかいにされません。また、隆鼻術など美容上の目的で行なわれる整形手術や普通の健康診断、正常な妊娠、正常な分娩、歯列矯正(歯並びを治すこと)は保険の対象になりません。

5、疲労回復や病気の予防のために栄養剤等を、保険でうけることはできません。

6、病気、ケガ、分べんなどでお医者さんに意見書や証明書を発行してもらうときは、無理な注文をつけるこ

とはやめましう。

7、みだりに病院や診療所を転々とかえることは、医療費のムダになりま

すからやめましう。

8、病気やケガが、自動車事故など第三者の行為によつて生じた場合は、必ず届け出ましう。

9、仕事のうえでの病気やケガで、労働者災害補償保険法なり、労働基準法による療養の対象となつた場合は、保険による給付の対象となりません。



畜大登録 狂犬病予防注射実施

四月十三日予定

昭和四十六年度第一回の狂犬病予防注射は四月十三日(火曜日)の予定でありますから、すべての飼い犬は予防注射をうけるようお願いします。

飼い犬のけい留強化について 一、飼い犬はみだりに捨てないよう責任をもちましう。

二、飼い犬は他人に迷惑をかけないよう注意ましう。

三、飼い犬が人を「かんだ」ときは必ず保険所にどけましう。

四、生後九十一日以上は必ず登録予防注射をましう。

五、野犬の捕獲に協力ましう。

税の知識

昭和四十五年分の確定申告の期限内受付は三月十五日で終了しましたが、この確定申告に誤りがあつた場合には、「修正申告」「更正の請求」の手続きをして、正しい税額に訂正することができ、又、確定申告をしなればならない人が申告を忘れていた場合は、「期限後申告」をすることができ、

●修正申告 確定申告をしたあとで、所得や税額の計算が誤つていたため、納めた税金が少なかつたり、還付を受ける金額が多かつたことに気づいた場合には、それを正しいものにする。

●更正の請求 税金を納め過ぎたり、還付を受ける金額が少ないことに気づいた場合には、正当な税額になおす。この更正の請求ができる期間は、申告期限の三月十五日から一年以内です。

●期限後申告 この期限後申告は、税務署から、決定の通知があるまで、いつでも申告することができ、なるべく早くした方が延滞税など余分な税金を納める必要がなく有利です。

●戸籍法の一部改正について

従来、出生及び死亡の届出は事件発生地(出生地、死亡地)に限定されておりましたが、昨年四月から戸籍法の一部改正により、事件本人の本籍地又は届出人の所在地のほか、事件発生地でも届出することができるようになりました。

●届出には ① 出生の場合には出生証明書 ② 死亡の場合には死亡診断書

以上のよう書類が必要です。

再び九頭竜ダム周辺

用地の借用について

既報のとおり年々観光ブームの波に乗り、ダム周辺を行楽地として訪れる客も年々増加し、それに伴って観光施設設備希望者も増加して来ると思いますが、従ってその用地確保が問題になってきますが、これについて昨年末に漸く大体のルールができましたのでお知らせします。但し、これは電源開発株式会社の社有地に限つてのこと、他の所有地については、各々個人交渉となります。何れの場合でも、今後県立公園に指定されず、更に県の許可等が必要になると考えられます。さて電発所有地については借用確定までの次の順序を経ることになりました。

- 1、必ず観光施設に用いること。
- 2、申込の窓口は村で村長宛に出して下さい。
- 3、申込を受けた分については、用地の位置、施設(建物、駐車場、プール、その他)および事業の内容等について「九頭竜ダム湖周辺観光対策協議会」(この構成は建設省ダム管理所、福井県、和泉村、電発です)で調査、調整、監視等について審議を経なければならぬことになっていきます。
- 4、審議の結果が必要があれば申込者に伝達します。
- 5、その伝達事項が申込者に受諾された場合。
- 6、それらの申請者の分を一括して村長名義で電発に借用申請者を出します。
- 7、電発は村長の申請に対し発電上ダム管理上支障の有無を検討して無いと認められた分について。

- 8、村対電発間で賃貸契約を締結します。
- 9、その契約に基いて村対村への申請者と再契約をします。
- 10、初めて申請者の使用が可能となります。

という手順を踏まねばなりません。又第三項の協議会はいづ開催するか定まっていますので、村へ出た申請書が四、五件以上になつたとき開かれるものと予想されます。で今後用地御希望の方は早目に先づ役場へ希望用地借用の申請書を村長宛に出して下さい。この書類をもとに前述の手續をとつていきます。

尚、御注意申し上げたいことは申請書を出される前に役場へ御相談にこられることは誠に結構ですが、ただそれだけでは申込をしたことにはなりません。必ず申請書の上了解ができましたらから先ず前述の手續をとることができないので、単に御相談にのつたというだけになります。又、九項によつて村と申請者と契約してよいよ使用出来るようになった場合、他の人に転貸しすることはできません。そうすると契約が失効になつて御本人も使用出来なくなりますから念のため申添えます。

明るく正しい選挙

地域へのビジョンを持つて

地方自治の本旨と実情を

村議会選挙浄化宣言を決議

七十年代は、私たちの暮らしを充実させる内政の年ともいわれ、地方自治のあり方が従来にも増し強い脚光を浴び、こうした中での知事、県議会議員の選挙を始め、六月執行予定の参議院議員通常選挙、さらには来年十月執行の村長選挙は、きわめて重要な意義をもつ選挙であります。

明るく正しい選挙運動は、昭和二十七年「我々は主権者」であるという意識のもとに、相変らぬ汚濁選挙の実態に抵抗、発足され、すでに二十年続けられて来ました。しかしながら今日の選挙の実態は新聞等においてご存知のとおり違反はあとを断たず、増々悪質化されようとしております。

有権者のすべてが、自治意識、政治

政見・経歴放送の

お知らせ

福井県知事および県議会議員選挙は四月十一日に執行されますが、知事選挙において、テレビ、ラジオ放送を通じ立候補者の政見放送が次の要領で実施されますので、よく聞き、よく見て立派な代表者を選びましょう。

●日本放送協会福井放送局(NHK)
テレビ(総合)
第一回 四月三日 午後七時三十分
第二回 四月八日 午前七時十八分

●ラジオ(第一放送)
第一回 四月六日 午前六時十分
第二回 四月三日 午後〇時三十分
ラジオ 四月四日 午後一時三十分

●福井テレビジョン放送局(FTB)
テレビ 四月四日 午後五時三十五分

な選挙を実現しようと、選挙浄化宣言の決議を三月定例議会において行つた決議文は次の通り

明るく正しい選挙に関する宣言
選挙は民主政治の基盤であり、選挙が明るく正しく且つ適正に行なわれることは、民主政治の健全な発展に不可欠の要件である。

とくに内政の年七〇年代の明日をひらくために、また県勢発展のために明るく正しい選挙の重要性をここに痛感するものである。よつて、地方自治の将来を左右する重大な第七回統一地方選挙が執行されるに当り、本議会は和泉村民の総意を代表し進んで、明るく正しい選挙の実現に努力することを宣言する。

うづき(四月)

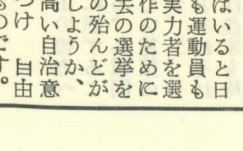
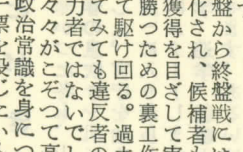
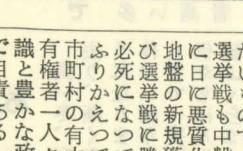
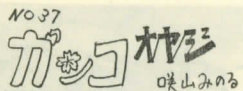


人間だれしもこの世に生まれ家族のひとりとして育ち、やがて成長すれば教育を受け実社会にでて個々の職場につき独立した社会人として経済生活を営むようになる。そうして、わたしたち社会人として直接当面するものは政治経済であり、わたしたち自身の経済生活である社会人として自由と権利を得るとともに責任と義務を負わされます。

たとえば所得に応じて税金を納め、罪を犯せば処罰をされ、言論や思想が自由になるかわりに行動の責任をおおねばならない。わたしたちの身のまわりの生活のみならず、食、住をはじめその他の経費はその時の政治によつて高くなる、安くなる。

しかし今の世の中は物価が安くなるどころか高くなるばかりです。だから私達の生活は経済生活であるとともに政治とは切つても切れない密接な関係にある。都市は過密化現象に悩み、農村は過疎化問題に悩み、この大きく流動する社会においては、わたしたち住民の土地に対する郷土の愛着と地方自治に対する知識が不足しているのではなからうか、いまや全国各地で激しい選挙戦が展開されていますが、よくよく聞き、そうしてこのような多くの問題を解決してくれる立派な人を選びたいものです。

選挙戦も中盤から終盤戦にはいると日に日に悪質化され、候補者も運動員も地盤の新規獲得を目ざして実力者を選び選挙戦に勝つための裏工作のために必死になつて駆け回る。過去の選挙をふりかえつてみても違反者の殆んどが市町村の有力者ではないでしょうか、有権者一人一人がこぞつて高い自治意識と豊かな政治常識を身につけ、自由で自責ある一票を投じたいものです。



ご入学ご卒業の 皆さんおめでとう

卒業生の皆さん進学、就職、お目出
とうございます。又、新入生の皆さん
晴れの入学、心からお祝い申し上げます
三月十九日、朝日、大納両中学校で、
それぞれ卒業式が盛大に行なわれ、希
望に胸ふくらむ卒業生達は在校生に見
送られ想い出多き学舎を後にした。

本村中学卒業生進路状況

進路別	朝日中学校		大納中学校	
	男	女	男	女
進学者	一七	八	二二	二一
進路就職者	四	四	一一	一三
その他	〇	三	一	〇
合計	一七	一五	三三	三三

四月一日に入学される児童

◎朝日小学校(五名)

児童名	性別	部落名	保護者
谷口久美子	女	板倉	久雄
織田洋志	男	板倉	信子
高崎裕美	女	伊月	弘
洞口智子	女	朝日	佐智男
飛川好治	男	朝日	九右衛門

◎大納小学校(三十七名)

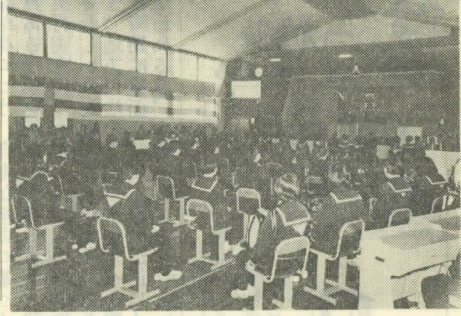
土谷正英	男	上大納	森松
松田芳孝	男	上大納	善治
青野賢一	男	上大納	信一
穴沢浩	男	上大納	義作
田畑勝也	男	上大納	義作
田畑利也	男	上大納	昌茂
浦田直也	男	上大納	昌茂
本原善美	女	上大納	良雄
貝善美	女	上大納	良雄
吉田忠一	男	上大納	一勝
川村慎吾	男	上大納	幸利
鍛冶谷輝雄	男	上大納	和昭



河奥学	男	上大納	文雄
井上志子	女	上大納	哲夫
前内真由美	女	上大納	一松
塚本智	男	上大納	慎一
土屋喜美子	女	上大納	繁一
荒谷隆史	男	上大納	安幸
森本明男	男	上大納	ひさ子
田中昭一	男	上大納	静雄
前園雅樹	男	上大納	弘城
野本圭子	女	上大納	真澄
諏訪庄吾	男	上大納	義和
申村健治	男	上大納	利一
谷利枝子	女	上大納	登治
三村悟	男	上大納	文敏
古賀裕一	男	上大納	健四郎
小山谷八	男	上大納	敏一
長岡友昭	男	上大納	昇次
林勝則	男	上大納	藤市
松田富美子	女	上大納	七男
末武初美	女	上大納	忠行
平瀬功次郎	男	上大納	運太郎
樋川美恵学	女	上大納	富一
清水美登里	女	上大納	毅
下山小学校(二名)			
鳴晴美	女	下山	喜市
中村豊子	女	下山	恵治

!!春の山を楽しく!!

寒かつた冬も過ぎて!!かげろう!!燃
える野に山に、ぜんまい、わらび取り
の季節が訪れました。思い浮かべただ
けでも心がはずみます。でも昨年は山
へ、ぜんまいとりに行つて痛ましい遭
難事故が起きていますので今年、ぜ
ひとも次のことを守つて楽しい春山に
しましょう。
◎山をなめるな
山に慣れていても気候の急変や断崖
あり、たえず危険がつきまといま
充分注意をしましょう。
◎天候に注意
気象情報を聞いて天気の良い日をえ
らびましょう。
◎装備、食糧は充分に
すぐその山と思つても、つい奥深
く入りこんでしまうものです。そんな
とき遭難しても充分な装備と食糧があ
れば、その場で救助を待つことができ
ます。
◎ひとりりて山へ行くのはやめよう
必ず二人連れでなるべく山をよく知
つた人と一緒に行きましょう。



春季火災予防運動

三月二十五日～四月七日まで

この運動は、春季において火災が多
発しやすい、また大火災になりやすい
ことにかんがみ、国民の防火意識を高
揚し、もつて火災と火災による死傷者
の発生の防止を期することを目的とし
て、春季全国火災予防運動が展開され
ます。

◎統一標語

「あぶない、消し忘れ、切り忘れ」

実施期間

三月二十五日から四月七日まで

実施事項(全国いつせい)

- ①地域ぐるみの防火総点検
- ②たばこの投捨てと寝たばこの防止
- ③外出時就寝前の火の元点検の励行
- ④車輪および林野の火災予防

人のうごき

【出生】

後野 巢守陽治	関次郎	二男
朝日 池尾敦子	長久	長女
朝日 安藤潤子	恒雄	長女

【死亡】

朝日 古川いし	八〇才
上大納 宮本みつ子	四〇才
上大納 大坪喜一	五六才

◎山火事に注意

山でのタキ火などは特に注意して下
さい。山火事は大火災になります。又
特に重く処罰されます。
朝日 巡査部長派出所



あとがき

長い冬、寒かつた冬も、山の彼方へ
去り、漸く春の息吹きを肌感するよ
うになりました。官庁を始め、各種団
体は「新年度」に入り新しい施策の
もとで一斉にスタートします。又、子
供たちは入学、進学、就職とそれぞ
れ胸ふくらませます。あるいは農家も待
望の上に親しむ候に入り、本格的に仕
事と取り組まれることでしょう。
こうした春へ向うあわただしい毎日
の中においても、和泉村の将来はど
うあるべきかなどについて真剣に考
え、綿密な計画と実行力をもつて「豊か
魅力ある村」の実現へ向つて努力す
ることを忘れてはなりません。現在の
本村の実状はどうでしょうか？九頭電
△を始めとする一連の電源開発工事
と云う特殊な事情とは云え、昨年十月
一日に実施された国勢調査において前
回(四十年十月一日)に比べ、三、二七
〇人が減少しており、過疎化は著し
いものがあります。この過疎、過密問題
は国家の大問題としてその対策の急務
が叫ばれていますが、きめ手のないむ
つかしさがあるようです。本村にお
いても、三大方針を中心とする諸般の施
策は、大半が過疎対策につながるもの
と考えられますが、更にその促進に期
待が寄せられます。よく聞くことに、
誰れそれは引越しがたない、あの人
もここに住むつもりがない、そうだと
うわさが耳に入ると何とも淋しい気持
ちになるのが人情というものではない
生れ故郷を愛し、離れたくない気持
ちは誰しも同じだろうと思いますが、
このために、村民一人一人が手に手
取り合つて、村の将来を真剣に手
豊富な資源を開発し活用しながら、住
みよい村造りに工夫と努力を積重ね
なければならぬと思えます。この恵ま
れた自然環境を、更に楽しく、よりい
ものにしたい、子孫に残す責任をお互
強く自覚したいものです。